

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
津市	渋見町	令和3年11月16日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	27. 6ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	23. 7ha
③地区内における60才以上の農業者の耕作面積の合計	23. 2ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	12. 6ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	10. 6ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	2. 8ha
(備考)	

2 対象地区の課題

地区内には、大規模な経営体が存在せず、地区外の中心経営体(認定農業者)6名が入作として農地を借り受け耕作を担っている。小規模農家が担い手として地区内の農地を守っている現状である。地区外の担い手には後継者が未定の農家もいるため、病気や怪我等によるリタイヤにより農業の継続が不可能となった場合の事前の検討が必要である。 当地区は、昭和44年に圃場整備を実施し30a区画に整備された水田地帯であるが、整備されてから53年が経過していることから経年劣化が進み、用排水路の整備を毎年実施しなければならない。
--

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

現在地区内で耕作している経営体(6経営体:個人の認定農業者5名、法人の認定農業者1名 ※入作を含む)を中心に農地集積・集約化を推進する。
中心経営体や地区内で面積拡大を希望する農家に農地利用調整を図りながら農地の集積を行う。現在の農地利用集積円滑化事業で利用権設定した農地が契約期間満了する際には、農地中間管理機構を通じた貸借に切り替えていく。

※現在、中心経営体(担い手)として人・農地プランに掲載されている人数:6名

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地の貸付け等の意向 地域内にて自作されている農地は、農地所有者の意向も考慮した上で、中心経営体に集積・集約化する。
農地中間管理機構の活用方針 中心経営体が病気や怪我等で営農ができなくなり、リタイヤされたときは、農地中間管理機構を通じて地区内で規模拡大を希望する農家や地区外の経営体へ農地の利用調整、集約化を図る。
営農効率向上への取組方針 農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、農地所有者の了承を得て畦畔を除去して大区画化を図る。
土地改良施設の適正管理の取組方針 用排水路の清掃作業等の維持管理には、共同作業として地域の地権者全員が行う。 (地区外の中心経営体は作業には参加しない。)
災害対策への取組方針 水害、寒乾害、高温害等の被害防止のため、農業改良普及センターの指導による農業技術の向上に努める。